

## 令和2年度10月農業委員会定例会議事録

召集年月日 令和2年10月9日（金）

召集場所 西伯郡伯耆町吉長37番地3 伯耆町役場本庁舎3階大会議室

出席者 農業委員 8名、最適化推進委員 12名

事務局 2名

1 開会宣言	午前9時30分
事務局	これより令和2年度第8回目の定例会を開催します。
2 会長挨拶	会長挨拶
3 議事録署名委員選任	議事録署名委員は、5番 野坂委員・6番 内藤委員にお願いします。
4 報告事項	<p>【報告第15号 農地法第18条第6項の規定による通知書について】</p> <p>【報告第16号 公共事業の施工に伴う工事用道路設備に係る農地転用報告書について】</p> <p>加川議長 報告第15号・第16号、事務局より報告をお願いします。</p> <p>事務局 報告第15号1、2、3の朗読</p> <p>事務局 報告第16号1、2の朗読</p> <p>加川議長 皆様の方から報告第15号について、何かご質問・ご意見はありますか。</p> <p>加川議長 ないようですので、報告第15号、報告させていただきます。</p> <p>加川議長 皆様の方から報告第16号について、何かご質問・ご意見はありますか。</p> <p>妹尾委員 第16号の1ですが、1648.95m<sup>2</sup>全部の面積ですか？</p> <p>事務局 はい、そうです。</p> <p>妹尾委員 わかりました。</p> <p>加川議長 そのほかに何かご意見・ご質問はありますか。</p> <p>加川議長 ないようですので、報告第16号報告させていただきます。</p>
5 議事	<p>加川議長 議事に入ります。</p> <p>加川議長 議案第46号 農地法第3条の規定による許可申請の審議について、事務局より説明をよろしくお願ひします。</p> <p>事務局 議案第46号1の朗読</p> <p>加川議長 説明が終わりました。審議に入りたいと思います。 地元農業委員の篠田委員さん、説明の方よろしくお願ひいたします。</p> <p>篠田委員 9月28日に、安酸委員、井上委員、中村委員と農業委員会事務局の安藤さんとで現地確認を行いました。その時に、杉原さんも同席していただいています。青戸さんも年を取っておられて、農地を荒れさせていてもいけないので、なんとか杉原さんに作ってもらえないかということで、話があつたようです。 杉原さんも谷川地内で、1町以上の規模で耕作をされておられる方で、機械等もありま</p>

	すし、乾燥機等も持っておられて、他の農地を受けてやっておられる方ですので、何ら問題はないと思いますので、ひとつ審議のほどよろしくお願ひいたします。
加川議長	安酸委員さん、何か補足説明はありますか。
安酸委員	いっしょに現地を見させていただきましたが、何も問題はないと思いましたので、審議のほどよろしくお願ひいたします。
加川議長	中村委員さん、何か補足説明はありますか。
中村委員	篠田委員さんの言われるとおりです。審議のほどよろしくお願ひいたします。
加川議長	説明が終わりました。議案第46号につきまして、何かご意見・ご質問はありますか。
加川議長	質問がないようですので、採決に入らせていただきます。
加川議長	議案第46号、賛成の方の挙手をお願いします。
加川議長	全員賛成。議案第46号は、可決・承認されました。
加川議長	議案第47号 農地法の非適用に係る証明願の審議について、事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第47号1、2の朗読
加川議長	議案第47号の1番の方から、地元農業委員の篠田委員さんの方から説明よろしくお願いします。
篠田委員	<p>9月28日に安酸委員、井上委員、中村委員と農業委員会事務局の安藤さんとで現地確認を行いました。</p> <p>写真を見ていただくと、この最初のページに非農地証明と書いてあって、ここの上に家が建っていましたその庭先のような所です。</p> <p>平成7年に伊澤成仁さんがこの家の土地が造成される時に、非農地証明を出しておられたのですが、どうも登記を怠っておられたようで、まだ農地として残っていたということです。所有権はもうこの家の方に移っていますが、税金がまだ伊澤さんの方にかかっていて発覚したということです。現地確認したところ、家のかどのようなところになつています、何ら問題はないと思いますので、審議のほどよろしくお願ひいたします。</p>
加川議長	安酸委員さん、何か補足説明はありますか。
安酸委員	篠田委員さんの言われるとおり、何も問題はないと思いますので、審議のほどよろしくお願ひいたします。
加川議長	中村委員さん、何か補足説明はありますか。
中村委員	篠田委員さん、委員さんの言われるとおりですので、審議のほどよろしくお願ひいたします。
加川議長	説明終わりました。議案第47号の1につきまして、何かご意見・ご質問はありますか。この案件は、所有権の登記はまだされていないのですか。
事務局	<p>所有権の登記はまだされていません。この写真で見ると、赤い家が桜さんという方のお宅になりますが、その庭の中に伊澤さんの土地がまだ残っています。</p> <p>平成7年に5条許可申請をされて、所有権移転を行う予定だったのですが、それがうまくいっておらず、当時の書類ももう無いようですので、非農地証明をされて、今回については司法書士さんにお願いして、所有権移転登記を確実に行なうというように説明を受けています。</p>
加川議長	議案第47号の1につきまして、他に何かご意見・ご質問はありますか。

加川議長	質問がないようですので、採決に入らせていただきます。
加川議長	議案第47号の1、賛成の方の挙手をお願いします。
加川議長	全員賛成。議案第47号の1は、可決・承認されました。
加川議長	議案第47号の2、地元農業委員の中曾委員さんの方から説明よろしくお願ひします。
中曾委員	8月27日の農地パトロールの時に、妹尾委員さん、宅野委員さん、事務局と私とで現地確認を行いました。 非農地証明をとったらというような話をしました。 ここは坂長の新興住宅地といいますか、朝日住宅の団地等がありまして、農振地域でもありません。宅地造成もきちんと成されています。そういう状況です。以上です。 審議のほどよろしくお願ひいたします。
加川議長	宅野委員さん、何か補足説明はありますか。
宅野委員	中曾委員さんの言われるとおりですので、審議のほどよろしくお願ひいたします。
加川議長	妹尾委員さん、何か補足説明はありますか。
妹尾委員	中曾委員さんの言われるとおりですので、審議のほどよろしくお願ひいたします。
加川議長	説明終わりました。議案第47号の2につきまして、何かご意見・ご質問はありますか。
畠委員	ちょっと確認をしたいのですが、航空写真を見ますと、建物が全然建っていないように見えますが、現地は雑種地か何かになっているのですか。
中曾委員	何も建っていません。雑種地というか、造成地の状態です。
畠委員	5条申請で、多分宅地か何かだらうと思いますが、これは昭和63年といったら、期限付きの転用が成されていた時代じゃないかと思います。今更言っても仕方ありませんが。 今は5条申請で住宅申請をしたら、何年以内に建てなければいけないとかいうことはありませんか。
事務局	特に5条申請で住宅を建てる期限自体の基準はありませんが、あまり長過ぎると、実施が不可だというふうに判断されて許可が下りないということはあると思います。 今の技術的に言えば、一般住宅を建てるのにそんなに何年もかかるということはないので、2~3年以内だとは思います。 もちろん規模によっても変わってはきますが。
畠委員	今でも住宅を建てる場合には、どこか、金融公庫とかでお金を借りるとか、資産で建てるとか、それも一緒に付けて、5条申請をするわけですよね、その流れは前と変わってなければ、前は確かに期限があったはずだと記憶しています。今は特に期限はないということですか、わかりました。
加川議長	それ以外に何かご意見・ご質問はありますか。
野坂委員	登記が変わってませんか。
中曾委員	ここにあるように、所有権移転の登記は済んでいます。
中曾委員	所有権移転には、問題はないでしょう。
井上委員	所有権移転と地目変更をいっしょにしないといけないのに、片方はしてなかつたということですか。
事務局	今は神奈川県に住んでおられますので、多分事情があったのだろうと思います。 当時、建てようと思っていたけど、5条申請でお金を払ったけど、事情が変わつてもう

	宅地に出来なくて、結局所有権移転をされたのではないでしょうか。そうとしか考えられません。
野坂委員	5年以内に岸本ありましたけど、5条申請の関係で、買われた人が農地の雑種地が宅地になったら、1年以内に造成をしてほしいということで、許可になったという記憶があります。
事務局	<p>この案件は、現地をいっしょに見に行ってないので何とも言えませんが、航空写真を見る限りは、この筆のデータがずれているだけで、この一部というのは白い建物が建っている所が宅地部分ではないかと思って、資料を作りました。</p> <p>ここは多分この小屋が建っているのではないかと私は思いながら、航空写真を見ていました。</p> <p>ですので、ここだけ一部宅地になっているという理解で資料を作成しましたが、中曾委員さん、ここに小屋が建っていましたか。</p>
中曾委員	車庫が建っていました。結局ここは近くの山川団地の石井さんの関連だと思います。あの入口の車庫は、石井さんの車庫です。
事務局	ですから筆が航空写真と少しずれているだけで、この四角の部分が宅地になっている部分ということですね。
中曾委員	どうも転売を考えられているようです。
井上委員	畑なら売買できないはずです。
中曾委員	畑ではないです。だから非農地証明で、地目変更されました。 当時の許可書が見つからないので。
事務局	地目を変えれば、何の問題もありません。
加川議長	議案第47号の2につきまして、他に何かご意見・ご質問はありますか。
加川議長	質問がないようですので、採決に入らせていただきます。
加川議長	議案第47号の2、賛成の方の挙手をお願いします。
加川議長	全員賛成。議案第47号の2は、可決・承認されました。
加川議長	続きまして議案第48号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の審議について、事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第48号1、朗読
加川議長	説明が終わりました。審議に入りたいと思います。 地元農業委員の篠田委員さん、説明の方よろしくお願ひいたします。
篠田委員	<p>9月28日に、安酸委員、井上委員、中村委員と農業委員会事務局の安藤さんとで現地確認を行いました。それから太陽光パネルの業者さんも同席しておられます。</p> <p>写真で見ていただきますと、4枚になっています。10年くらい前までは、多分田んぼを作つておられたと思いますが、段々田んぼというか、棚田のような感じになっていまして、進入路がかなり小さいため、担い手の方もどうも耕作できないということを聞いています。</p> <p>この道路を挟んで反対側には、現在違うソーラー発電所が稼働中ですし、さらに中学校側というか駅側にも現在建設中の太陽光パネルがあります。この横の方に現在田んぼを作っている方がおられます、その方にも許可を得ているということですので、何ら問題はないと思いますので、審議のほどよろしくお願ひいたします。</p>

加川議長	安酸委員さん、何か補足説明はありますか。
安酸委員	いっしょに現地を見させていただきましたが、何も問題はないと思います。ただ近年皆さんご存知のように太陽光パネルがあちこちにありますが、太陽光パネルの下には、結局草が生えていて、きれいにされている所もあれば、草が伸びている所もありますので、その辺の管理をお願いしたいと思います。どちらが管理をされるのかわかりませんが、多分借りられる方がされるとは思いますが、太陽光パネルの下が草ぼうぼうにならないようにきちんと管理していただきたいと思います。以上です。
加川議長	中村委員さん、何か補足説明はありますか。
中村委員	篠田委員さんの言われるとおりです。何ら問題はないと思いますので、審議のほどよろしくお願ひいたします。
加川議長	井上委員さん、何か補足説明はありますか。
井上委員	篠田委員さんの言われるとおりです。何ら問題はないと思いますので、審議のほどよろしくお願ひいたします。
加川議長	説明が終わりました。議案第48号の1につきまして、何かご意見・ご質問はありますか。
畠委員	この契約は、20年ということですが、契約では20年後に農地として返すのか、それとも継続なのか、契約書ではどちらでしょうか。仮に20年経ってまだこの会社があつて継続するとか、そういった契約はどうなっているのでしょうか。
事務局	20年経った場合は、この業者が責任を持って撤去するというように記載があります。ただ農地には戻さないと思います。もうこの時点で、転用許可が下りますので、農地以外のものになりますから、農地に復旧することはないと思いますが、上物は全部業者が責任を持って撤去するというように記載があります。
安酸委員	これは賃貸ですか。
事務局	いわゆる賃貸です。賃貸ですが、申請書は地上権設定となっています。賃貸でもなりますし、地上権設定も5条の中で選択できるようになっています。こちらも県にお聞きしましたが、こういった事例もたまにあるということでした。
福島委員	この案件について、ちょっと質問です。今度このような太陽光パネルの設置について、対象はいろいろあると思いますけど、地上権設定をしたら、農地に戻さない。そういう意味でいいですか。
事務局	5条にかけたら、そうなります。5条にかけるしかないです。また元の田んぼに戻すということはありません。基本的に、今回、溝口の溝口なのですが、農振農用地域の白地なのでこのようにストレートに出していますが、二部とかそういう圃場整備とか、いろいろあると思いますが、基本的に駄目です。許可になりません。農業委員会の審議にかけません。審議にかけるまでに断ります。それがこの間の久古の案件です。非農地にしたから出来るのですが、非農地にするのに理由がなかったので、皆さんに見てもらったというのがあの案件です。ですので、ずっと断り続けていました。
福島委員	事務局の方で、断っておられるのですか。
事務局	そうです、断ります。
福島委員	どこでも出来るわけですか。
事務局	圃場整備とか、農用地区域なら、太陽光パネルの設置は出来ません。基本的には出来ま

	せん。 ですから森林とか、今度は森林法にかかってきますが、法律で出来るところがあればということになります。
畠委員	この地上権設定については、県でもすごく問題があつて、ある程度1メートルくらい高い所に設置して、その下を耕作するとか、県全体で、農業会議の方でも結構問題になつたことがあります。だからこの地上権設定というのは、どういう地上権なのか？
事務局	地上権なので、その土地を利用する権利だと思います。地上権はもちろん地面からだと思います。
畠委員	さっき私が言った太陽光パネルをちょっと持ち上げて、その下でちょっと耕作をするとか、何かを栽培するとか、今でも問題になっていると思います。
事務局	農振農用地とかで太陽光パネルを設置する場合に無条件では出来なくて、耕作目的で太陽光パネルを設置するというのがあったかと思います。その太陽光パネルで日陰を作つて、その下で野菜を栽培するという制度があったのは書き物で見た記憶がありますので、そういうことではないかと思います。
畠委員	わかりました。
加川議長	議案第48号の1につきまして、他に何かご意見・ご質問はありますか。
加川議長	ないようですので、議案第48号の1について、採決に入らせていただいてよろしいでしょうか。
	では、採決に入らせていただきます。
	議案第48号の1について、賛成の方の挙手をお願いします。
	全員賛成。議案第48号の1は、承認されました。
加川議長	続きまして、議案第49号 農用地利用集積計画の審議について、事務局より説明をお願いいたします。
事務局	議案第49号、朗読
加川議長	議案第49号につきまして、何かご質問・ご意見はありますか。
加川議長	ないようですので、採決に入らせていただいてよろしいでしょうか。
	議案第49号について、賛成の方の挙手をお願いします。
	全員賛成。議案第49号は、承認されました。
加川議長	次に議案第50号、農用地利用配分計画（案）の審議について、事務局より説明をお願いいたします。
事務局	議案第50号、朗読
加川議長	議案第50号 農用地利用配分計画（案）について、何かご質問・ご意見はありますか。
	質問がないようですので、採決に入らせていただきます。
	議案第50号について、賛成の方の挙手をお願いします。
	全員賛成。議案第50号は、可決・承認されました。

加川議長	本日の議案は、以上で終わります。
6 その他	
加川議長	その他につきまして、運営委員の中曾委員、お願いします。
中曾委員	<p>先月の農業委員会のあと、運営部会を開きました。</p> <p>これまで行っていました、農業委員の任期の最終年度は、旅行を計画して実施してきました。</p> <p>この度も同様に旅行の計画をしたいと思います。つきましては、10月の報酬から5千円を天引きさせていただき、積立させていただきたいと思います。</p> <p>天引きの終了の時期は、最終年の旅行代金の確定により、決めさせていただきたいと思います。</p> <p>都合がつかず、旅行に行かれない方もいらっしゃると思いますが、旅行の参加者が確定した後、直近の農業委員会の際に現金で返金したいと思います。</p> <p>以上のことと運営部会で協議いたしましたので、皆様でご検討下さい。</p>
加川議長	皆様、何かご意見等ありますか。
加川議長	<p>ないようでしたら、このままこのようにさせていただきます。</p> <p>例年、寒い時期に実施しています。</p>
中曾委員	<p>次に、毎回改選の最初の年に町の予算で農業委員の県外への視察研修を計画していますが、今年はコロナの関係がありますので、今年度は見送らせていただきます。</p> <p>また来年度以降で、コロナが落ち着いたら、運営部会で実施を検討したいと思います。</p>
加川議長	<p>今の説明でわかりましたでしょうか。</p> <p>毎回改選した年に、県外への視察研修会を農業委員会で実施していますが、この度はコロナの関係で県外での研修が出来ないということで、状況が良くなれば、来年にでも実施したいと思います。状況次第ですが、そのようにご承知下さい。</p>
井上委員	<p>農業者年金のことについてお尋ねしたいと思います。</p> <p>なかなか新規で農業者年金に入られる方を探すというのは大変です。ですから町や国の方からお金が出て、新規就農される方を審議されるにあたって、条件として農業者年金へ加入をされないといけないという指導を産業課あるいは農業委員会の方でされているのかをお聞きしたいと思います。新たに農業をされる方は、そういう時に入っていたかないと、なかなか難しいと思います。</p> <p>農業者年金に入られる方を、他の農業委員さんがたが見つけてまわるのはなかなか大変ですので、そのあたりを産業課あるいは農業委員会事務局の方でお願いをしていただければと思いますが、いかがでしょうか。</p>
事務局	<p>農業をされる方で、新規就農の方に対して国の事業が充実しているので、していますが、新規就農者を見ていると、いちはやく独立してやろうとするところがありますので、まず認定農業者になるような段階で、そういうことを指導していきたいと思います。</p> <p>最初から自分の農業もたちいかないのに、農業者年金に加入しないといけませんよということを言うと、なんだ、この町は！という話にもなりかねませんので、そこはやわらかくいきたいと思います。</p>

	<p>認定農業者になられる時には、農業でご飯を食べていく決意ですから、その時に農業者年金にもいっしょに加入して下さいということをお願いしたいと思います。</p> <p>今年、新規就農者の方で、畜産農家の方がひとり加入されるということです。</p> <p>事務局では、そろそろ加入されてもいい頃かと思われる方には、声をかけています。そういうやり方でやらせて下さい。</p>
井上委員	半額補助でしたか。
事務局	<p>国庫から半額補助がありますが、国庫補助は条件がいろいろあります、認定農業者、認定新規就農者、認定農業者と家族協定を締結した方、いずれも青色申告も条件になっています。また国庫補助を受けるには、40歳までに加入しないといけないので、早めに加入を勧めたいと思います。</p> <p>加入するかしないかは、個人の老後の安心のためなので、私個人の考えでは、無理強いをするものではなくて、農業者年金は結構有利な年金になっていると思います。</p> <p>私が農業者だったら、加入しようかと思うような内容です。</p> <p>メリットをお伝えして、あとは個人の判断ですが、周知は農業委員会だよりなどで毎年させていただいているので、周知はする必要があると思っています。</p> <p>加川会長にも、新規就農者の認定の審査会などでもまた案内をしていただくように、この間話をしたところです。</p>
井上委員	わかりました。
加川議長	皆様から他に、何かありませんか。
事務局	<p>事務局からですが、初めての方はご存じないと思いますが、農業委員会で特別研修会というのに、例年ですと毎年全員で参加していました。</p> <p>今回は、開催はされますが、人数を絞っての開催となっています。</p> <p>伯耆町は上限が5名、事務局を含めての人数です。会長とも相談させていただきましたが、今回は事務局ふたりと新たな農業委員が3名おられますので、それで行かせていたいってはどうかと思っています。</p> <p>推進委員の中でも新しい方がおられますが、申し訳ありませんが、農業委員の方優先ということで、また次年度以降に状況が変わったり、人数を絞った時でも今回行かれてない方を優先したいと思います。</p> <p>参加される委員の方には、個別にまた案内をさせていただきます。</p> <p>期日は、11月19日です。公用車に乗り合わせて行きたいと思います。</p> <p>集合時間等、また連絡いたしますので、よろしくお願ひいたします。</p>
事務局	<p>具体的に言うと、篠田委員・安酸委員・内藤委員の3名です。</p> <p>ご都合があるかと思いますので、ご欠席の場合は、また連絡を下さい。調整したいと思います。</p>
事務局	<p>続きまして、農業委員会条例表彰の推薦ですが、昨年度は車委員、中村委員を事務局の方から推薦させていただきました。</p> <p>今年度については、亀山委員、小西委員が12年以上、農業委員としてその任にあたっておられますので、事務局の方から推薦させていただいている。</p> <p>最後になりますが、今月まではクールビズでしたが、11月からはクールビズが終了しますので、ジャケットとネクタイの着用をお願いします。</p> <p>事務局からは、以上です。</p>

加川議長	来月の定例会ですが、今までコロナの関係で、関係委員だけ出席していただいていましたが、コロナもだいぶ落ち着いてきているようですので、来月からは全員に案内をしますので、全員に出席をお願いしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。
加川議長	次回11月の定例会は、来月の10日火曜日、午前9時30分から本庁舎の3階大会議室で行いたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。
事務局	コロナのことを言われましたが、全国的にはまだまだ落ち着いた状況ではありませんので、感染対策は各委員しっかりしていただきて、もし状況が変われば、また該当委員のみでということになるかも知れませんが、そういうことでよろしくお願ひいたします。
加川議長	以上をもちまして、第8回の農業委員会定例会を終了したいと思います。
7 閉会	午前10時25分

上記のとおり会議の次第を記載し、農業委員会会議規則第27条の規定により署名する。

議事録署名委員

5番 猪坂賛一

6番 内藤陽博

